

資格取得に係わる単位認定に関する規程

制 定 平成11年4月1日

最終改正 平成22年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、小山工業高等専門学校学則(昭和40年4月1日制定。)第26条の4の規定に基づき、小山工業高等専門学校(以下「本校」という。)における資格取得に係わる単位の認定に関する事項を定めることを目的とする。

(認定の対象)

第2条 この規程における資格取得によって単位と認定される対象は、本校が適切と認める別表の技能検定および資格試験で合格したものをいう。

(単位認定科目と認定単位数)

第3条 取得資格に対応する単位認定科目と認定単位数については、別表に定める。

(単位認定学年と単位数)

第4条 認定される学年は5学年とし、単位数はインターンシップに係わる単位及び大学、他高専における履修に係わる単位と合わせて6単位以内とする。

(単位認定申請)

第5条 学生は単位の認定を受けようとするときには、5年次の1月末までに合格証明書または成績証明書等を添えて校長に申請するものとする。

(単位の認定)

第6条 前条の規定により申請のあった学修に関する単位の認定は、学年末における判定会議の議を経て、校長が行う。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年1月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。